

# 「平成30年度 総合評価落札方式の評価基準の見直しについて（工事）」の『主な質問と回答』

## ■説明会における主な質問と回答

### 1. 総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

（質問1）総合評価落札方式の評価基準見直しについては、中部地方整備局全体（道路・河川・営繕部含む）の発注工事にも適用される見直しと考えてよろしいですか？

（回答1）平成30年4月1日以降に公告される中部地方整備局 港湾空港部の発注工事のみに該当する評価基準の見直しになります。

（質問2）全国の地方整備局 港湾空港部と比較して、中部地方整備局 港湾空港部が独自に見直しを実施する項目は、どれが該当しますか？また、全国の地方整備局 港湾空港部と合わせて追加実施される項目はどの項目ですか？

（回答2）平成30年度 評価見直し項目①～⑦のうち、②、③、④を除いたものが、中部地方整備局 港湾空港部が独自に見直しを実施する項目になります。②、③、④については、全国の地方整備局 港湾空港部と合わせて実施する項目になります。なお、①～⑦の項目については、全国の地方整備局 港湾空港部で既に実施されているものもあります。

### <平成30年度 評価見直し項目>

#### 1. 企業の能力等の基準見直しについて

- ①登録海上起重基幹技能者、建設マスターの評価の追加
- ②作業船保有における評価の見直し
- ③若手技術者配置における評価の見直し
- ④下請けによる施工実績の評価

#### 2. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

- ⑤配置予定技術者における同種要件設定の見直し
- ⑥出産等が不利にならない技術者評価の見直し

#### 3. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

- ⑦応急対策・応急復旧等により表彰された企業の功績に合わせた評価の見直し

※個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。

# 「平成30年度 総合評価落札方式の評価基準の見直しについて（工事）」の『主な質問と回答』

## ■説明会における主な質問と回答

### 2. 企業の能力等の基準見直しについて

（質問3） 若手技術者配置における評価の見直しにおいて、技術指導者は現場代理人を兼ねることは出来るのですか？

（回答3）技術指導者の配置については、予定価格が3億円未満の工事の場合は非専任でよく、予定価格が3億円以上の工事の場合は専任配置する必要があります。なお、非専任の技術指導者については、別件工事で専任配置していないことを条件として、工事3件まで登録が可能です。よって、非専任の技術指導者については、担当技術者もしくは現場代理人での配置でも構いません。なお、配置予定技術者及び配置予定技術指導者の申請者数については、それぞれ1名までとなります。

（質問4） 下請けによる施工実績の評価について、主作業船を使用した会社の元請け実績がない場合でも一次下請けの実績が認められるとは、どのような場合を指すのですか？

（回答4）当該工事の競争参加要件で求める「企業における同種工事の施工実績」において、主作業船を使用した会社の元請け実績がない場合でも、企業の過去15年間に於ける当局発注工事の主作業船を使用した一次下請けによる実績を認めるということです。ただし、当該実績が加点対象となる条件を満たす場合であっても、加点評価はしません。なお、一次下請け実績の主作業船と発注工事の作業船が同一、または一次下請け実績で自社保有又は共同保有の主作業船を使用した実績が必要となります。

（質問5） 作業船保有における評価の見直しについて、ファイナンスリース船舶も評価して貰えるのでしょうか？

（回答5）ファイナンスリースとは、使用者が希望する物件を代理で購入し、それらを貸し出す賃貸借契約のことで、原則中途解約不可な契約のことを指します。そのため、ファイナンスリースによる船舶所有についても、自社保有船舶として申請頂ければ評価を行います。